

# 宮崎県公報

令和5年12月11日(月曜日) 第 465 号

宮 発 行

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

#### 次 目

頁 示 ○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更(福祉保健課)1 ○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変 更(2件) --------(道路の供用の開始(2件) -----(道路保全課) 2 ○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事 

○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療 ) の指定……………………(障がい福祉課) 2 ○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定( ″ )2 ○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在 地の変更………………………( // // ) 2 ○道路の占用を制限する区域の指定(2件) ……( ″ )3

# 宮崎県告示第 855号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において 準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次の とおり変更した旨の届出があった。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

# 1 届出をした指定介護機関

居生	它介護事業者	居宅介護事業所		
名 称	主たる事務所の所 在地	名 称	所 在 地	
堀 英晴	小林市細野 436— 10	ほりファ ミリーク リニック	小林市細野 436— 10	

# 2 届出事項

居宅介護事	変更	
変更前	年月日	
堀胃腸科外科医院	ほりファミリークリニッ ク	令和4年 12月1日

### 宮崎県告示第 856号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において 準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次の とおり変更した旨の届出があった。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

# 1 届出をした指定介護機関

居3	它介護事業者	居年	<b></b> 它介護事業所
名 称	主たる事務所の所 在地	名 称	所 在 地
三寿産業株式会社			日向市原町2丁目 4番15号

# 2 届出事項

居宅介護事業	変更	
変更前	年月日	
日向市鶴町2丁目2-16	日向市原町2丁目4番15 号	令和5年 5月1日

# 宮崎県告示第 857号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第5項において 準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次の とおり変更した旨の届出があった。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

# 1 届出をした指定介護機関

居年	<b> 产介護事業者</b>	居年	它介護事業所
名 称	名 称 主たる事務所の所 在地		所 在 地
美葵株式 日向市大字財光寺		あおい訪	日向市大字財光寺

# 令和 5 年 12 月 11 日(月曜日) 第 465 号

# 宮崎県公報

会社	984番地 1	問看護ス	984番地1サンハ	
		テーショ	イムB棟 201号	
		ン		

# 2 届出事項

居宅介護事業	変更	
変 更 前	年月日	
日向市幸脇1155番地1	日向市大字財光寺 984番 地1サンハイムB棟 201 号	令和5年 9月15日

# 宮崎県告示第 858号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において 準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介 護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護	要業者	居宅介護	要業所	廃止
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	年月日
株式会社ウ エスティン コーポレー ション	大分県宇佐 市大字上時 枝1205番地 の52	訪問介護事 業所すみれ 伊形町	延岡市下伊 形町5972- 1	令和5年 2月28日
株式会社企照	延岡市平原 町2丁目14 46番地	地域密着型 通所介護く しつの庭	延岡市土々 呂町6丁目 1776-2	令和5年 10月31日

# 宮崎県告示第 859号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び 更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
大王町薬局	都城市	薬局	令和5年 12月1日

# 宮崎県告示第 860号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療 を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。 令和5年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
医療法人宏仁会メディカ ルシティ東部病院	都城市	精神通院医療	令和5年 12月1日
大王町薬局	都城市	薬局	令和5年 12月1日
むらすみ薬局	宮崎市	薬局	令和5年 12月1日
株式会社サクラ薬局	都城市	薬局	令和5年 12月1日
キラリチャーム	宮崎市	訪問看護	令和5年 12月1日

# 宮崎県告示第 861号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律( 平成17年法律第 123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う 指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在	<b></b> 主地	変更
4 柳	別在地	変更前	変更後	年月日
訪問看護ステ ーション笑歩	都城市	都城市都北 町5567-1	都城市年見 町 4 - 15	令和5年 11月1日

# 宮崎県告示第 862号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年12月11日から同年同月25日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種 類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	327号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字小ケ倉 975番24地 先から同郡 同村同大字 同字 968番 18地先まで	令和5年12月13日

# 宮崎県告示第 863号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年12月11日から同年同月25日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。 令和5年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	! 道	路の	10分白夕	区間	供用開始の期日
番号	種	類	路線名	区間	供用開始の期日
43			北川北浦線	延岡市北浦 町三川内字 向ノ原4914 番1地先か ら同市同町 三川内字走 リ水4906番	令和5年12月11日
				4地先まで	

### 宮崎県告示第 864号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年12月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉 975 番24地先から同郡同村同大字同字 968 番18地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年12月26日

# 宮崎県告示第 865号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年12月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域				
県道	北川北浦	延岡市北浦町三川内字向ノ原4914番1				

線	地先から同市同町三川内字走リ水4906				
	番2地先まで				

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和5年12月26日

#### 宮崎県告示第 866号

港湾法(昭和25年法律第 218号。以下「法」という。)第37条の 11第1項の規定に違反して次の物件を放置した者は、令和5年12月 24日までに当該物件を撤去しなければならない。

なお、同日までに当該措置を行わないときは、法第56条の4第2項の規定により、港湾管理者の命じた者又は委任した者が当該措置を行う。

令和5年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

種類	内 容	放置されている場所
船舶	船舶の種類:無動力船 長さ:約6 m 幅:約1 m 色:白色 船体素材:FRP	日向市大字細島字伊 勢町1020番4地先( 伊勢防波堤)

令和 5	5 年 12 月 11	日(月曜日)	第 465 号	宮	崎	県	公	報
1								